

令和8年度 第1回 沖縄県障害者施策推進協議会 議事録

- 1 日 時: 令和8年9月28日(月)13:15~15:00
- 2 場 所: 県庁6階 第2特別会議室
- 3 会議形式: ハイブリッド会議(対面及び Web システムによるオンライン併用)
- 4 出席委員: 全員出席(次ページの「委員出欠状況」のとおり)
- 5 事務局: 生活福祉部生活福祉統括監 前川 早由利
生活福祉部障害福祉課長 祝嶺 浩之
生活福祉部障害福祉課計画推進班 班長 桑江 幸枝
生活福祉部障害福祉課事業指導支援班 班長 又吉 朋隆
生活福祉部障害福祉課計画推進班 主査 又吉 太一郎
業務委託機関(株)沖縄計画機構 野原、岸本

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶(沖縄県生活福祉部生活福祉統括監)
- 3 会長選出
- 4 議題
 - (1) 障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画について
 - (2) 現行計画の進捗報告について
 - (3) 次期計画に係る国の基本指針の概要について
 - (4) 次期計画の策定に向けたスケジュールについて

【配付資料】

議題(1)関連
資料1 障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画について

議題(2)関連
資料2 現行計画の進捗状況について

議題(3)関連
資料3 障害(児)福祉計画の策定に係る国の基本的な指針の改正について

議題(4)関連
資料4 作業スケジュールについて
参考資料1 沖縄県障害者施策推進協議会の会議の公開について
参考資料2 傍聴要領
参考資料3 障害者基本法等(抜粋)
参考資料4 沖縄県障害者施策推進協議会条例
参考資料5 沖縄県障害者施策推進協議会運営要綱

委員出席状況

No.	分野	所属・職名	職名	氏名	出欠状況
1	学識経験者	沖縄大学	名誉教授	島村 聡	対面出席
2	障害当事者	社会福祉法人 沖縄県 視覚障害者福祉協会	評議員	仲宗根 義美	対面出席
3	障害当事者	一般社団法人 沖縄県 聴覚障害者協会	手話奉仕員・手話通訳 者養成講座講師	高江洲 勝美	対面出席
4	障害当事者	社会福祉法人沖縄肢 体不自由児協会沖縄 南部療育医療センター	理事兼沖縄南部療育 医療センター院長	當山 潤	オンライン 出席
5	社会福祉 関係団体	社会福祉法人 沖縄県 社会福祉協議会	事務局長	高良 正樹	オンライン 出席
6	社会福祉 関係団体	社会福祉法人 沖縄県 身体障害者福祉協会	常務理事兼事務局長	仲本 潔	オンライン 出席
7	社会福祉 関係団体	沖縄県手をつなぐ 育成会	理事長	津山 順子	オンライン 出席
8	社会福祉 関係団体	公益社団法人 沖縄県 精神保健福祉会連合 会	理事	島袋 照美	対面出席
9	学識経験者	沖縄県立南部医療セン ター・こども医療センタ ー	小児科 部長	松岡 孝	対面出席
10	学識経験者	北部地区 障害者就 業・生活支援センター (ティーダ&チムチム)	センター長	中村 淳子	オンライン 出席
11	行政機関	南城市健康福祉部 生きがい推進課	課長	志喜屋 尚美	対面出席
12	行政機関	北谷町住民福祉部 福祉課	課長	仲村 祐歌	オンライン 出席
13	行政機関	沖縄労働局職業 安定部	部長	宮下 健太郎	オンライン 出席
14	障害当事者 (公募)	NPO 法人沖縄県 脊髄損傷者協会	理事	仲根 建作	対面出席

6 会長選出

会長の選任に当たって、複数の委員から島村委員(沖縄大学名誉教授)を会長にする案の提案があった。提案内容を協議した結果、全員一致により承認を得た。

7 議事

- (1) 議題1 障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画について
- (2) 議題2 現行計画の進捗報告について

議題1及び議題2に関連して、資料1及び資料2を用いて事務局から説明を行った後に、説明事項に関する協議を行った。

委員：成果指標、活動指標の項目について、新たに検討はできるという理解でよいのか。
また、事務局説明からは、県の自立支援協議会と施策推進協議会との関係性が見えないので教えてほしい。

事務局：成果目標や活動指標は国の基本指針に沿って設定している。次期計画に係る国の基本指針は既に公表されているため、変更点は後ほど説明させていただく。

施策推進協議会と自立支援協議会との関係については、法令に基づき、まずは本協議会で議論し、素案を固めた上で自立支援協議会へ報告するという手順で考えているところである。

委員：施策推進協議会で協議した内容案を、専門的な人材が多く在籍する自立支援協議会へ上げ、意見のフィードバックを受け取り、両会議で整合性を持って協議すべきだと思っているので、その辺は検討をお願いしたい。

事務局：これまでも計画作成時に自立支援協議会へは報告しているが、今回の計画策定に当たって、自立支援協議会の関わりについては、事務局の方で検討していきたい。

委員：自立支援協議会から意見をもらえる余地を作っておくことが大事。この協議会ですべてを決めるのではなく、いくつかのポイントを絞って自立支援協議会へ意見を聴くところは作っておいた方がいいのかもしれない。

委員：資料2 p.7「精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数」について、入院患者数は増えたのか、減ったのか、数値の見方を教えてほしい。

また、「入院後3か月時点の退院率」について、入院3か月に満たない期間で入退院を繰り返し、結果として長期入院になっているケースなどは、長期入院に含まれないということになるのか。その場合、実態が反映されていないのではないか。この項目で調査した場合、本当に良くなって退院したのかという点で、数値の捉え方に疑問がある。そのほか、相談として多いのが保護者として親が居住している市町村と、当事者の方が入院をして自立生活をしている市町村が異なる場合、どこに相談をしたら良いのかわからないといった相談が多く見られる。

事務局： ご質問のあった項目は、国の出している統計データを元に、県の地域保健課が算出している数値となっている。入院患者数は、ご指摘のとおり目標値を達成していない状況だが、資料では達成しているように見えており、見せ方が適切ではないため、表現の仕方を訂正する。

委員： 精神病床における入院患者数は、県全体で、およそ 4,500～4,600 人いるはずだが、一年以上長期入院患者数の数値は少ないように感じる。

事務局： 現行計画 p.29 「精神病床における一年以上長期入院患者数」において、65 歳未満 811 人、65 歳以上 1,590 人と見込んだ上で、目標値の数値まで減らすことを目指すこととし、その目標値を令和 8 年度末に 65 歳未満の 729 人(▲82 人)、65 歳以上 1,432 人(▲158 人)と設定したところ。

委員： 資料の数字だけでは分かりづらい項目があるので、それぞれの項目について、説明を入れた方がより理解が進むと思う。

委員： 就労定着について、一般就労した当事者の方から話を聞く機会があったが、私からしても「大変だな」と思う就労内容だった。精神の方の場合は薬を服用しながらの就労になるが、それを踏まえて就労内容は適正なのか疑問があった。その辺は事業者側の配慮が必要だと思う。

次に、資料 2 p.8 「就労移行支援事業利用者の一般就労移行率(年間)」について、51 箇所となっているが、この数値の見方を教えてほしい。

事務局： ご質問の項目は、一般就労移行率が 5 割以上の事業者の数となっている。資料への説明書きが不足していた、お詫び申し上げます。

委員： 就労定着においては、精神障害の方が投薬しながら就労するケースは多く、一般の就労と比べるとハンディがある。その点を含めた就労の評価が課題となっている。国の方では、就労継続B型と往復することも就労として認めていくことなどについて、議論されているところ。

委員： 視覚障害者が外出する際はガイドヘルパーを利用するため、同行援護は非常に重要なサービスである。資料には同行援護の利用者数が掲載されているが、実際に利用したい人はもっとたくさんいる。ただ、事業所が少なく、また、ガイドヘルパーの確保も難しい現状がある。現在、那覇を含む中南部には事業所があるが、宮古、八重山の離島にはおそらく事業所がない。事業所がない地域では家族を頼りにするしかないが、家族が仕事を持っていると十分に対応できず、結果、出かける機会は減ることとなる。1人暮らしの方は更に外出が困難になる。そこでお聞きしたいが、県内に同行援護の事業者数がどの程度あるのかを把握していれば教えてほしい。

事務局： 令和 8 年の 7 月 1 日時点で同行援護事業者の数は、県内で 132 事業所となっている。地域別のデータは手元にないため、この場での回答は難しい。

- 委員： 132 事業所あるとのことであったが、それらの事業所が事業を実施できているかが問題だと感じている。地域で同行援護を申し込んでも事業所を確保できないのが現状である。指定を受けている事業者が実際に活動しているのかといった点は疑問が残る。
- 委員： 実質、事業所はあっても機能していない問題は同行援護に限らない。最近、ホームヘルパーも同様の傾向にある。そういった理由でサービスにたどり着けない、サービスが不足しているという状況はあると思う。事業所の人材確保といった点はどうかしていかないといけない問題だと認識している。
- 委員： 同行援護に関連して、重度障害者等就労支援特別事業(地活促進事業)について、以前にも県の方で取組を推進してほしいとの発言があったと認識している。いくつかの市町村ではこの事業を実施していると思うが、県の方で市町村の取組状況を把握していれば教えてほしい。
- 委員： 重度障害者等就労支援特別事業は、ヘルパーを配置して職場にもヘルパーを送ることができるしかけだが、位置づけが市町村事業になっている。
- 事務局： 手持ち資料として、見込み量調査の結果しかいないため、当該事業の実施状況については、市町村ヒアリングで確認していきたい。
- 委員： 通学支援においても、重度障害者を対象とした事業を市町村でも実施することができるが、対応している市町村はまだ少ない状況であり、そちらも同様に重要な事業だと思う。
- 委員： 重度障害の方の就労、通勤の支援と、医療的ケア児の通学の支援など、様々なニーズがあることは承知している。ただ、国の地域生活支援事業を活用して実施することになるが、どうしても自治体負担が生じる仕組みのため、事業実施まで踏み込めていないのが実情である。
- 委員： 地域活動支援事業の枠組の中では、補助額にも限りがあるので、確かに実施するには予算面が課題になると思う。
- 委員： 先ほど精神病床における入院患者の再入院のご指摘に関連して、就労についても就労継続支援A型やB型で力をつけて、一般企業に障害者雇用されたが、長く持たずに戻ってくるという傾向が見られる。その動きのすべてが悪いということではなく、当事者にとって適切なものであればよいが、ただ、そういった流動的な実態は示されたデータでは確認することはできないと思った。また、就労時や就学時には多職種が集まって合理的配慮が検討されるが、入った後の細かいところでもバックアップやサポート体制も必要となる。企業や学校だけに対応を任せるのではなく、コーディネーターや学校カウンセラーだけでは対応できない課題に対して、専門家が必要に応じて継続的に支援できるバックアップ体制を構築することが重要だと考える。当事者の方が長く、良い場所にいられるというシステムになってほしい。

委員： どうやってもうまくいかないことは起きるので、問題が起きた時に誰かが受け皿となって必要な機関へ繋いでいく。そういったことを継続して、関係づくりをする伴走型支援が必要となる。伴走型支援は、生活困窮者支援の中でやっている取組だが、リピーターが多い。何度も相談を重ねる中で関係性を作っていく。ジョブコーチなども、ある意味では伴走型支援の1つだと思うが、障害の分野でも重要な取組だと思う。

委員： 今、お話のあった伴走型支援について、小児の医療でも居宅の訪問サービスや施設サービスがあるが、実際のところ親が障害のある子どもを育てるにあたって、「誰に相談したらいいですか」と聞かれることがある。親自身も切実な悩みを抱えている中、伴走型支援という取組は、障害のある子どもに対する医療と併せて、障害のある子を持つ親に対するバックアップという視点では本当に必要な取組だと感じた。

委員： 精神障害者の地域移行に関しての評価については、分かりづらいと感じた。
また、資料 2 p.10 居住支援系の項目で自立生活援助と共同生活援助の利用者数の下の箇所が空白となっているが、理由があれば教えてほしい。

事務局： 自立生活援助の空白は、利用量となっている。また、共同生活援助については、利用者数の内、精神障害者の利用者数になっており、いずれも事務局の表記ミスである。お詫び申し上げます。

委員： 利用者数が増えているところもあれば、減っていくところもあるが、単純にニーズがないということなのか。数字をどのように解釈すればよいか。

事務局： ご指摘のとおり数値だけを見ると、数値の増減での評価しかできないというところもあるので、単にニーズがないのか、ニーズはあるがサービス供給が不足しているのかといった点は、市町村へのヒアリングで実情を確認していきたいと考えている。

委員： 資料2 p.2 「成年後見制度利用促進計画を策定している市町村数」、「中核機関を整備している市町村数」の評価は「順調」ということですが、国では令和8年度までに全市町村において計画策定と設置することを目標として掲げているところである。全国の市町村の状況を見ると、計画策定が約 82%、中核機関の設置が約 77%と高い数値となっている。おそらく県の計画に対する取組状況を「順調」として評価したと思われるが、全国的な動きからすると、県の数値を「順調」として評価することは少し違和感がある。今年の6月には成年後見制度の改正があったことも踏まえ、次期計画の中では、成年後見制度の利用促進を図れるような取り組みを評価していく必要があるのではないかと考えている。

事務局： ご意見があったことを担当課の保健医療介護部の地域包括ケア推進課へ伝えた上で、計画後期の期間についても継続して取組を推進していきたいと考えてい

る。

(3) 次期計画に係る国の基本指針の概要について

議題3に関連して、資料3を用いて事務局から説明を行った後に、説明事項に関する協議を行った。

委員：利用者が転居した場合、見込み量などへの影響はどのようなのか。

事務局：国は、要請事項の対象団体の見込み量を算定する際、現時点では団体内の利用者割合を主な基準としているが、管轄外の自治体に移動して障害福祉サービスを利用する人の実態は十分に反映できていない。障害福祉サービスでは市町村単位で利用者の整理は難しいと考えているところである。今後、ヒアリングの中で市町村の実情を含めて確認していきたい。

委員：北部や離島の一部では事業所が全くない状態の地域もある。総量規制などにより、サービスが少ないところを重点的に手厚くしなければ、不公平感が増すのではないか。

委員：都道府県の成果目標として、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置が新規で目標として掲げられている。議会からも障害福祉サービス事業所のICT化やDXによる生産性向上について、支援することができないかという声をいただいているところであるが、市町村単体ではなかなか対応が難しく、十分な支援を行えない状況にある。今回このような新規でワンストップ窓口の設置が成果目標で掲げられているのは非常にありがたいと期待している。

(4) 次期計画の策定に向けたスケジュールについて

議題4に関連して、資料4を用いて事務局から説明を行った後に、説明事項に関する協議を行った。

事務局：今後については市町村のヒアリングを踏まえ、見込み量などを最終調整した上で、年内にもう一度協議会を開催したいと考えている。その際には、計画素案を委員の皆様にご審議いただきたいと考えている。その後、素案に対する意見を反映・修正するとともに、パブリックコメントも踏まえ、1月中旬頃の最終案を決定できればと考えている。また、障害者基本計画については、今後、関係団体等のヒアリングも予定をしている。ヒアリングで意見を収集しながら、中間見直しをどうしていくか検討を進めていきたいと考えている。

委員：3回の開催しかない施策推進協議会だけでは、資料に対する質問や委員の意

見を十分に掘り下げて新たな施策の提案を行う時間が不足しているのではないかと。協議会以外にワーキングなどを設けて事前準備を進める必要があると考える。また、開催前に各委員から意見をもらう仕組みを作り、精査し、まとめた上で協議会に臨まなければ、会議が進まないと感じている。

そのほか、人手不足関連では、東南アジアなどからの人材確保を含む総合的な仕組みについて、この場で議論できなくても定義できる場所があってほしいと思っている。また、処遇問題について、国は処遇改善の仕組みを挙げているが、情報が末端まで届いていない現実をどう精査していくかが課題だと感じている。

障害基本計画におけるインクルーシブ教育においては、国の教育基本計画も改定されているので、今後は、関係する所管課にもオブザーバーとして議論に参加してもらい、意見や知見を共有しながら検討を進めていくことを求めている。

事務局： ご意見を踏まえ、まずは、今回の協議会に関する意見をメールにて照会するので、本日の協議会で発言できなかった意見はメールにて回答をお願いしたい。以上を持ちまして本日の会議を終了とする。